

# 豊後大野市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要版

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づき、豊後大野市が実施する新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ及び新感染症)対策に関する基本的な方針及び各発生段階における対策を定め、国、県、事業者等の関係機関と連携・協力し総合的な対策を推進する。

## 行動計画の構成

はじめに(目的・経緯等)

### I 総論

- 1 新型インフルエンザ等対策の基本方針
  - (1) 目的及び基本的戦略
  - (2) 基本的な考え方
  - (3) 対策実施上の留意点
- 2 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等
- 3 対策推進のための役割分担
- 4 市行動計画の主要6項目
  - (1) 実施体制
  - (2) サーベイランス・情報収集
  - (3) 情報提供・共有
  - (4) 予防・まん延防止
  - (5) 医療等
  - (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

### 5 発生段階

### II 各論 各段階における対策

#### 1 未発生期

- (1) 実施体制
- (2) サーベイランス・情報収集
- (3) 情報提供・共有
- (4) 予防・まん延防止
- (5) 医療等
- (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

2 海外発生期 ..... (1)~(6)

3 国内発生早期(県内未発生期) .. "

4 県内発生早期 ..... "

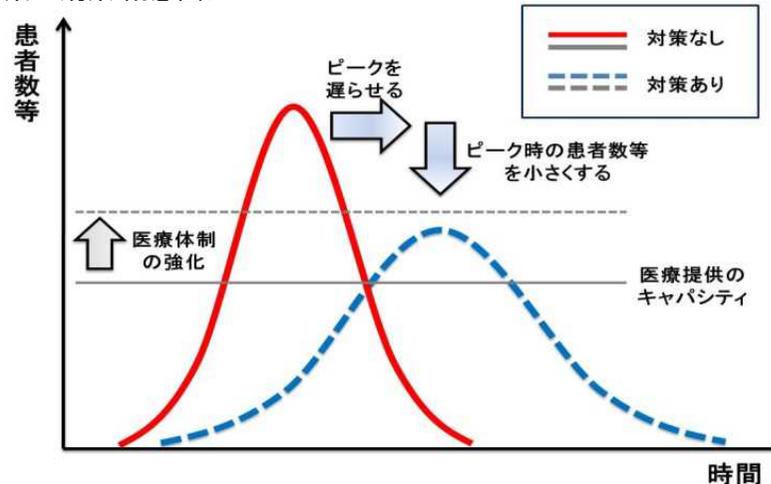
5 県内感染期 ..... "

6 小康期 ..... "

## 対策の目的と基本的な考え

- 1 感染の拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- 2 市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

<対策の効果 概念図>



参考: 豊後大野市の新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

○ 医療機関を受診する患者数	9,700人	(人口の25%)
○ 入院患者数	中等度 200人	重度 780人
○ 1日最大入院患者数	" 40人	" 155人
○ 死亡者数	" 65人	" 250人

※上記の推定には、抗インフルエンザウイルス薬等による介入の効果、現在のわが国の医療水準等を一切考慮していない。

米国疾病管理センター推計モデルにより推計

## 対策実施上の留意

### 1 基本的人権の尊重

市民の権利と自由に制限が加わる場合は、必要最低限になるようにする。

### 2 危機管理としての特措法の性格

緊急事態措置は、どのような場合でも講じるものではない。

### 3 関係機関相互の連携協力の確保

大分県対策本部と緊密な連携を図る。

### 4 記録の作成・保存

市対策本部における対応は、記録を作成・保存・公表する。